
日 時：令和2年10月29日（木）13時30分～15時00分

場 所：湯梨浜町役場 講堂

出席者：濱口委員長、松原委員、水野委員、福井委員、定久委員、杉本委員、亀井委員、
西山委員

事務局：山田課長、岡本課長補佐、大田主幹、嶋田係長、田中主任介護支援専門員、岡本主事
計14名

1 開 会

2 あいさつ

会 長：

3 協議事項

事務局：まず初めに骨子と基本目標の案についてですが、骨子につきましては7月に国から基本指針の構成について案が示されましたが、その後修正等が示されていないので、現段階では7月に示された案に基づいた骨子ということになります。それから基本目標につきましては現在町の総合計画も第4次が策定中であり、それとの整合性を取った形での基本目標ということで、本日案として提示する予定としています。

それから本日協議事項の2番目の介護サービス見込み量と保険料の試算が資料の2となりますが、10月に国から県を通じて保険料試算で提出を求められまして、その時の数値であるため現段階ではまだ粗い推計になります。これから再度精査する必要がありますが、一度国に提出していますので、その内容の報告をさせていただきます。

そして3番目に、前回お示しできませんでした高齢者実態調査集計結果と、その考察をまとめたものを報告させていただき流れとなります。それぞれ協議していただいてご意見等をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(1) 第8期計画の骨子(案)及び基本目標(案)等について (資料1)

事務局：資料に基づき説明。

委員長：何かご意見等がありますか。

委 員：今言われている団塊世代の人がこれから高齢化してくると高齢者がかなりの数になると思いますが、それに対しての記述を何か加えてもいいのではないかと思います。

事務局：7期の計画の中でも団塊世代についての記述がありますので、8期でも課題のあたりで、団塊世代が75歳以上になるという記述を入れていきたいと思っています。

委 員：目標に入れずに課題の方に入れるということですね。

事務局：はい。現状と課題のあたりでそのあたりの記述はすべきだと思っていますし、次の議題にも出てくるサービス見込み量でも、人口推計を基に見込み量を推計しているため、団塊世代が75歳以上になっていくと予測されてこの推計の中にも盛り込まれています。

委員長：2025年までの課題が団塊世代についての記述ですが、現在はまだこれから差し掛かっていくというところだと思います。しかし将来8期・9期のあたりで試算の時にどっ

と増えていくと思いますので、今から徐々に助走していくということの一つ受け止めていただければと思います。他に何かありますか。

委員：参考資料1、2についての説明をお願いします。

事務局：資料に基づき説明。

委員長：地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援ですが、先程の社会福祉協議会が実務をそこで行うということですか。

事務局：委託事業として窓口を社会福祉協議会で一本化するということです。そしてそこから役場の関係各課につないで協議をして、例えば介護関係ですと地域包括支援センターが、引きこもり・貧困などという問題は総合福祉課が、子育ての問題は子育て支援課が、また学校関係の問題ですと教育総務課が、というようにコーディネートするという流れとなります。

委員：その事業はいつから開始されていますか。

事務局：10月1日から始まっています。社会福祉協議会も10月から社会福祉士を採用されて羽合支部に一人常駐でいらっしゃいます。

委員：今の話について、町民の方はほとんど誰も知らないと思うのでそれをもう少しPRして周知してもらいたいと思います。

委員：一応10月分の町報には掲載していますがあまり大きな紙面ではありませんでした。

委員：それだけでは分かり辛いので社会福祉協議会に任せきりになるのではなくて、役場もホームページに掲載するなど周知への協力をしていただきたいと思います。

事務局：所管課が総合福祉課ですので申し伝えておきます。

その他にご意見等がないようでしたら、この骨子に本文を加えていき最終的には冊子ということでお示ししたいと思います。

委員長：冊子の案は次回の委員会で提出していただけますか。

事務局：はい。次回の12月の委員会で素案をお示ししたいと思います。

委員：骨子の中にも今のような、このような要因によってこの体制になったということが分かりやすい資料を作ってもらいたいです。

委員：目標3介護に取り組む家族等への支援の充実の(1)相談・支援体制の強化のところにそのあたりも含めて検討していきます。

(2) 第8期計画期間における介護サービス見込量と保険料(試算)について(資料2)

事務局：資料に基づき説明。

委員長：準備金を6,000万積み立てる予定ということですか。

事務局：いえ。6期で5,000万、7期で4,000万を積み立てる予定でありまして、今年度末に残高の合計が9,000万になる見込みです。この溜まった基金を8期のうちに全額取り崩すのか、次期に持ち越すのか、まだ決めかねている状態です。その要因として、6期と7期で積み立てた基金のため8期で全額使ってしまったもよいのですが、そ

うするともし足りなくなった時には県に借りる必要があります。そして借りた分は9期に3年間で分割して返済していかなくてはならないことになり、9期の保険料が上がる要因にもなりかねませんので、基金をいくら取り崩すのかはもう少し内容を精査して、7期の保険料が据え置きになるよう調整したいと思っています。精査をした結果、保険料が上がるようであれば基金を予定の6,000万よりも多く取り崩し、反対に保険料が下がるようでしたら予定額よりも取り崩し額を引き下げる予定としていますが、そこは最後の調整になるかと思っています。

事務局：補足をさせていただきますと、何も施策を反映させていない現在の1回目の粗い推計での保険料は6,110円となっています。令和2年度につきましては、8月月報までの情報のため6月サービス分までしか反映していませんので、これからデータが1年分溜まっていくとまた違う数字が出てきます。自動的に計算されるため、サンプル数があまりにも少ないと異常値が出てきますので、今後修正をする必要があると思っています。人口推計についても社会福祉問題研究所のデータをそのまま使っていますが、これとは別に、町で策定しています「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で人口ビジョンという、湯梨浜町が独自で推計したデータがあります。こちらのデータは5歳刻みで人口推計されており、総合計画でもこちらの人口ビジョンを使うようですので、介護保険計画と第4次総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの計画で整合性をとるのがよいと思われるので、こちらの独自のデータを使って精査していこうと考えています。また、65歳以上人口と第一号被保険者数には乖離があります。原因としては母来寮さんのような住所地特例施設に入所している方々の多くは湯梨浜町の被保険者ではありませんが、湯梨浜町内に居住しているために湯梨浜町の65歳以上人口に含まれてしまっているため乖離が生まれています。そういった方が母来寮さんだけでも100人以上いらっしゃいますが、その点につきましても今期から補正できるようになりましたので情報を加えていく予定です。

それから資料2の3ページの2. 要介護(支援)認定者数ですが、令和2年度は915人と想定しています。しかし実際は10月現在で925人と既に想定を上回っていますのでこちらも修正していく必要があります。令和2年度に激増した要因として新型コロナウイルスの影響が少なからずあるのではないかと思います。本町では感染対策をした上での外出や運動を呼びかけて啓発はしていますが、なかなか結果に結びついていないということの表れかと感じ、反省しております。次に8ページの(2)地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護の人数が46人となっていますが、7月からグループホームゆりはまが開設されまして現在は定員の18名入っておられます。湯梨浜町のグループホームの定数が45から60に増えましたが、定数が以前の45のまま試算をしたためこちらも修正の必要があります。それともう一つ、先程も申し上げましたが、基金の取り崩し額も全体を見ながら検討していく必要があると思っています。以上が修正す

べき点の補足となります。

委員：将来を見越して基金を6期で5,000万と7期で4,000万を積み立てられたと思いますが、なぜそんなに溜まったのか教えてください。

事務局：要因としては保険料の設定自体が過去3年間の実績を伸び率として次の3年間の見込みに使うようになっていまして、その伸び率をかけていくと3年目には誤差が大きくなってしまいます。その関係で所得段階が高い方が多くいらっしゃるとその分見込みの保険料より低くなったり、認定者数が予想より少なくなると必然的にサービス料が減りますので給付費が下がったりと、様々な要因が重なって基金が積み立てられています。当期で言いますと4,000万積み立てても今年度末まで迎えられるかなと思っています。同じ理由で6期も5,000万積み立てられています。

委員：6期の保険料の基準額はいくらですか。

事務局：6期は5,898円です。

委員：細かい数字まで出していますね。

事務局：そうですね。本当は1円単位ではなくて100円単位にした方が賦課するときにすっきりしますが。

委員長：6期にこれまでの介護保険料の段階を変更しましたよね。

事務局：はい。もともと国が6段階としており、湯梨浜町も国に合わせて6段階でした。そして6期で国が9段階になったときに、湯梨浜町も9段階にすると保険料が上がりすぎることと、もう1つ高所得者層の10段階をつくって最終的には5,898円となりました。

委員：7期は国の基準の9段階に戻されましたか。

事務局：いえ。7期も6期と同様に国の基準に1段階追加した10段階に分けています。倉吉市さんはさらに細かく細分化されて、高所得者層の介護保険料をより高く設定されているようです。6期の6段階から9段階に変わった時にそれぞれの市町がどうしていくかということとかなり分かれています。負担割合についても当初は1割だったのが高所得者は2割になり、2年前辺りから3割の区分も追加されまして、現在は1割～3割となっています。

委員：8期の現在の介護保険料の試算では6,110円とのことですが、令和7年度は6,508円となっているのは将来的にはこのくらいまで保険料が上がるということですか。

事務局：はい。あくまでも今のままで試算をすると仮定した場合の話となりますが。

委員：では基金は一遍に取り崩さず少しずつ残した方がよいですね。

委員長：そうですね。多少なりとも基金が残っていた方が安定しますね。

事務局：ただこの額を最終的に7期据え置きで6,000円にするのか、6,100円にするのかというところは町長を含めて判断する必要があります。

委員：それはある程度この委員会で決めると思いますがいつ分かりますか。

事務局：スケジュールでいくと、次回の12月の委員会で大方の方向性は決まる予定となっています。

委員：2月の委員会で決定して3月の議会に間に合いますか。

事務局：議会に間に合わせるために、2月の委員会は早めに開く必要があるかと思います。予定では12月に2回目の国への報告がありますので、その時に先ほどお話ししましたような異常値がでてきますと国から県を経由して、ここは見直しが必要ではないかという疑義が来ます。そこで細かな調整を行って、最終的に条例で保険料がいくらと決めるのは2月という流れです。毎期のことですが、現在国で介護報酬の議論がなされています。介護報酬が決まるのが早くて2月の初旬ですが、今回は少し遅れていますので2月の終わりごろになると思います。そして介護報酬の改定率は保険料にも影響を及ぼすため、保険料の決定が遅れてしまうことになってしまいます。

委員長：介護要員を増やすためには介護報酬を上げないと、勤めたいと思う人も増えないでしょうかね。

事務局：前回の介護報酬の内容は基本報酬を下げましたが、加算をたくさんとると全体的には改定前より多くの報酬が得られるという体制でした。しかし今回の審議の流れで行きますと、たくさんある加算を整理して加算の取得率が高いような項目については基本報酬の中に組み込もうかというような方向で話が進んでいます。その話の中で例えばある加算を8割の事業所がとっているとして、残りの2割の事業所は切り捨ててもよいのかというところが上手くいっていないようです。

委員：仮にここで2月に保険料を6,100円と決めても、介護報酬の改定率が後ろにずれこんだ場合はどうされますか。

事務局：その場合はその介護報酬を入れ込んだ数値として、再度保険料を直さなければなりません。

委員：そこで直す場合は委員会を臨時で開きますか。

事務局：委員会を開くタイミングがあるかどうか現時点では分かりかねます。国から来た改定率に修正しなければならないと思いますが、その時に100円や200円も上がってしまうと議会で通るのかどうかということや住民の方の理解をいただけるかどうかにも怪しいところです。そのためそうなった場合は基金の残りがあれば取り崩して調整するというのも選択肢の一つかと思います。

委員：私は次の5年の保険料が相当膨らむのではないかということに危惧しておりまして、極端な話ですがそれに備えて今から保険料を6,2300円にすべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局：私共も保険料は上げたい気持ちはありますが、なかなか理解が得られないというのが現状です。

委員長：5期から6期になるときに770円ぐらい上がりましたが、あの時はかなり不満がありましたね。

事務局：そうですね。4期から5期、5期から6期の2期連続で20%ほど増額しています。

委員：その理由はおそらく介護体制がいろいろ変わって充実してきたからでしょうね。

事務局：そうだろうと思います。しかし多くの方は自分が払う保険料がいくらなのかが一番気になる

点だと思います。そのため保険料の額は関心が一番高いところのため、額が上がると理解が得難いです。

委員長：6期から7期にかけては11円上がって6,000円になりましたよね。

事務局：はい。保険料は7期の据え置きで6,000円か、上げて6,100円程度とっています。

委員長：7期では5,000万の基金は崩したのでしょうか。

事務局：いえ、7期では基金を崩さず、その反対に4,000万の基金を積み立てています。

委員：それではもっと保険料を下げたいという要望も出てくるかと思いますが、それは将来の団塊世代が65歳以上になると保険料が高くなるので、それに備えて今から準備金を積み立てておくという考え方もありますね。

委員長：どのように基金を使うのかは検討する必要がありますね。

事務局：そうですね。しかし一般的には、例えば6期に余った基金は次の7期までに使ってしまえという考え方もあります。その考え方に至る理由としては今現在基金を積み立ててその分の上乗せされた保険料を払ってらっしゃる方が、例えば10年後もご存命かは分からないという理由からそのような話となっています。しかし7期の場合ですと、試算してみると当初は積み立てた5,000万を使って保険料が6,000円になる予定だったのが、結果的には基金を取り崩さず6,000円になり、更に4,000万の基金を積み立てられました。

委員：今の話だと、保険料を6,000円にして還元するという選択肢も十分に考えられますね。

委員長：団塊世代の所謂2025年に備えてその準備段階ということならば基金を取り崩さない理由としては十分かもしれませんね。

委員：その団塊世代が高齢になった時にどれだけの保険料になるので今どの程度の基金を積み立てますというようなことが資料としてあった方がよいかと思います。

事務局：それに関しては資料2の2ページに令和7年の部分が2025年ですのでそちらをご覧くださいだけです。

委員：この6,500円というのは基金を取り崩す前の金額でしょうか。

事務局：この計画では8期に6,000万取り崩して6,110円、9期に3,000万を取り崩して6,508円という試算です。準備基金取崩額というのがそれぞれの基金額を取り崩した時の、一人当たりの差し引きできる額です。そして準備基金取崩額の上にある行が基金を取り崩さなかった時の保険料となっています。

それと一つお話しておきたいことがあります。3ページの一番上の表をご覧ください。その中の一号保険者数ですが、令和5年度で5,298人、令和7年度で5,341人と増加し続けていますが、その5年後の令和12年度には5,309人と減少していき、その後も減少が続く見込みです。そのため令和7年度から令和12年度の間でピークが来るのではないかと予想します。国では2040年に高齢者数のピークを迎えると言っていますが、本町においては10年早く高齢者数のピークが来るようです。原因は分かりかねますが、9期か1

0期を過ぎると第一号保険者数は減少しますが、認定者数は増加の一途をたどっています。

委員：そうですね。数字に誤差はあると思いますが、認定者数は増えていくと思います。

事務局：前回の委員会でもお示しましたが、去年の結果を見ますと、85歳以上の人口と75歳から84歳までの人口が逆転しており、85歳以上人口の方が多いです。

委員長：今は100歳以上の方も多いですからね。

事務局：住基の人口で行くと、40歳から64歳までの人口と65歳以上人口では、今はまだ40歳から64歳までの人口の方が多いですが、これは数年の内に逆転して65歳以上人口の方が多くなるだろうと思っています。それから元年度の実績で、一号被保険者数は65歳から74歳までが2,472人、75歳以上が2,680人となっており、こちらは既に逆転が起こっています。75歳から84歳までの人口を見ると、去年の内に56人減っていますが、逆に85歳以上人口は56人増えています。本町の85歳以上の方の認定率は52%で、2人に1人は認定を受けていらっしゃるということになります。そのため85歳以上の方が増えれば、自ずと認定率も増えるということになります。

委員：85歳以上の方の認定率が、以前と今と将来とでどのように変化していくかということについて、私は増えていくと思いますので、その辺りも示していただけたらと思います。

事務局：年齢が今の3段階になったのが平成30年度からで、それまでは65歳から74歳と75歳以上の2区分しかありませんでしたので以前と比較するのは難しいです。

委員：でしたら平成30年度からだったら把握できますか。

事務局：はい。そちらに関しては前回の委員会の時に資料でお示していますが、85歳以上の方の認定率は平成30年度が52.10%、元年度が52.26%、となっておりそこまで大きな変化は見られません。

委員：これから少しずつ増えていくのでしょうか。

事務局：そうですね。85歳以上人口が増えて認定者も増えるので、このまま少しずつですが増えていくのではないかと思います。以前は90歳以上になると認定までは受けないという方が多くいらっしゃいましたが、現在は元気な方も多く申請される方が多いので医療制度の発達も大きな要因になっていると思います。また独居や高齢者のみ世帯が増えており、家族だけでは看れないため公的サービスで在宅介護だったり入所・入居系の施設だったりというところで生活するという選択肢も出てきています。

委員：それと仕事の関係で、子供と同居できない家庭も多くなってきていますね。認知症も増えていますし。

事務局：町としては健康寿命を延ばすところを重点的に取り組んでおり、健康寿命と平均寿命とを縮めようというところで、ウォーキングや介護予防教室、脳トレ・筋トレだけでなくサロンも行っており、それらも今後継続していく予定です。本町の方針としましては、介護予防の推進と認知症施策の推進、助け合い活動の推進の3つの方針で6期から取り組んできましたが、助け合いや支え合いについては地域の方のご協力がないとできないことですのでなかなか思

うようには進んでいません。8期からも引き続き取り組んでいこうと役場内でも話をしたところですが、骨子も前回と大きく変わっていない原因もそこにあります。

委員：データを見ると、湯梨浜町は鳥取県内で4番目に認定率が低いということですが、保険料も他市町村と比べると低い方ですか。

事務局：保険料は県平均よりは低いですが、認定率と同じように4番目に低い保険料ではありません。

委員：その理由は何ですか。

事務局：ご承知のとおり本町では事業所数が多くサービスの受給率も高いため、サービス給付費が多くなっています。そのためサービスが整っている市町は保険料が高くなる傾向があります。

委員：保険料のみの観点ですと、施設がたくさんありすぎるのもあまりよくないということですね。

事務局：そうですね。ただ、使いたいサービスがあるのにその基盤がないという状況はあまり好ましくありませんので、やはりある程度のサービス供給量は必要となります。

委員長：施設側からご意見はありますか。

委員：資料2、3ページの認知症施策の総合的な推進で、令和元年の「認知症施策推進大綱」に沿って取り組みをされると思いますが、具体的な取り組みの中身があれば教えていただけますか。

事務局：そちらにつきましては、骨子の4ページをご覧ください。普及啓発はこれまでもありましたが、認知症当事者の講演や会議などについて本人発信支援というのが新しい大綱の中に含まれています。それから医療・ケア・介護サービス・介護者の支援というのも新しいものとなっています。若年性認知症施策の強化というのが社会参加や支援に繋がっています。認知症サポーター養成講座につきましては今まで通り行い、目標値は前回よりも上がっています。それと新しい考え方で、チームで認知症の方を支援するという「チームオレンジ」が示されました。サポーター養成事業の方が主になっていてチームオレンジの取り組みがなかなか進んでいません。チームオレンジは一人の認知症の方をチームで支援しようとする制度のため、人材の確保が難しいです。

委員：認知症初期集中支援チームとはまた違うものですか。

事務局：はい。認知症初期集中支援チームは認知症の初期の段階で受診に繋がらないなど、そういった方を家族や認知症専門員と一緒に受診していただいて、次のサービスに繋がったらそこで一旦機能は終了します。しかしチームオレンジは認知症の方を中心にチームで携わっていくので、継続的な支援になります。そのため取り組みとしては難しいものです。

委員：介護保険を利用されていますと、大概はその事業所との連携をとられていると思いますが、それとはまた別にチームで取り組んでいくということでしょうか。

事務局：チームオレンジは基本的には在宅で支援しようとする取り組みです。例えばグループホームに入っていられる方はそこで公的なサービスを受けられるため、施設でのサービスということになりますが、在宅の場合はゴミ出しなど細かいことまでいろいろな方が関わられるようになり、地域で住み続けられるように協力して支援していくのがチームオレンジの趣旨

です。

委員：ありがとうございます。それともう一つ、小規模多機能型事業所は在宅の支援をしていますが、そういった場合だと先程の地域で支援するというにはあまり関係がないものでしょうか。

事務局：いえ。事業所も一緒に考える必要があります。先ほど申し上げたグループホームは入居系の施設で入られたらそこで生活をされますが、小規模多機能型事業所は通所と訪問とたまに宿泊とですが、ベースは在宅ですので、そういった方は事業所の方を含めて支援していくのが理想だと思います。

委員：分かりました、ありがとうございました。

委員長：他にも何かご意見はありますか。

委員：健康寿命のところと保険料のところ、元気で過ごしていたら保険料も少なく済みますので、そういった結びつきの話を住民の方に啓発をしていただけたらと思います。

事務局：健康寿命が延びるということは医療費も少なくなるということで、PRはしているつもりではありましたが、あまりご理解を得られていないのでしょうか。

委員：皆さんがお金のことばかり言われて、元気で自分で自立して長生きをしようというところがあまり入っていないのではないかと思いますので、役場の方からも改めて啓発をお願いします。

事務局：はい、引き続き啓発をしていきたいと思えます。ご意見ありがとうございました。

委員：別の面では、課は違いますが健康推進課の方で去年から「ゆりはまヘルシークラブ」を開始して、日頃から歩きましょうということで他の市町とは違った取り組みをしています。なかなか会員数は飛躍的には増えませんでした。今年度は会費を3分の1に下げまして現在300人ほどの会員数が集まりました。それを5年間の目標を掲げてできるだけ多くの方に加入していただいて、歩いていただければと思います。会員の方だけでなく、徐々に町内全体に広めていけば健康寿命の延伸にもつながりますので、そういったところで他課との連携をとらせていこうと思っています。

それともう一つ、先程資料をお配りしましたが、今年新たに始まりました「困り事や悩み事は暮らしサポートセンターゆりはまへ」の事例としましては、リストラや借金により家賃や光熱費が払えないとか、病気や障害のこととか、或いは相談先が分からないとか、こういったことを社会福祉協議会の相談支援の包括員が一元的に相談に乗らしていただきますよというように出されていますので、更にPRするように担当課に申しておきます。

委員長：よろしくお願いします。他にないようでしたら次の議題に移りたいと思えます。

(3) 高齢者実態調査集計結果について

事務局：資料に基づき説明。

委員長：ありがとうございます。内容について一通りご説明いただきましたが、何かご意見等がある方はいらっしゃいますか。

委員：質問ですが、先程相談する人がいないという方が増えていらっしゃるというのを聞いて、ちょうど今日の「暮らしサポートゆりはま」が良いのではないかと思います。そしてその周知としまして、防災無線は聞いていらっしゃる方が多いので有効活用できるのではないかと思います。

事務局：この場では分かりかねますので、担当課に確認してみます。おそらく町報とTCCではお知らせしていると思います。町報だと記事の中にありますのでなかなかご覧いただけないので、例えば色紙で別紙として町報をお配りするときに一緒に入れるというのも良いかと思います。

委員長：放送は防災無線になるのでなかなか難しいかもしれませんね。

事務局：そうですね。常時行っている事業ですのでなかなかタイミングが難しいところはあると思いますので、やはりチラシ形式が最も現実的に周知できるかと思います。

委員：やはり高齢者はいつもどこに行ったらいいのか分からないと言われる方が多くいらっしゃいます。特にこのような新しい取り組みをされた時は、どの案件はどの窓口に行ったらいいのか行先を示した一覧を、改めて作っていただけたらありがたいと思います。

委員長：特に自分たちの家庭で内輪の話もありますので、何度も周知をするというのは大事なことです。

委員：特に私は高齢者クラブ連合会の代表で出てきていますので、そちらにも周知を図りたいと思っていますのでパンフレットをお待ちしています。

事務局：はい、担当課に申し伝えておきます。

委員長：他にも何かありますか。

事務局：一つ感じたのは、愚痴を聞いてくれる人や看病・世話をしてくれる人がいない方が増えているのは家族構成の変化も原因の一つではないかと思いますので、先程もおっしゃったように相談機関の周知というのがこれからも大事になると思います。

委員：アンケートのことではありませんが、現在母来寮の横に大きな建物が建っているかと思っています。あちらは倉吉市にありました巖城はごろも苑という老人福祉施設が移転してきて、3月に運営を開始する予定です。この施設ができることで元々入所されていた方が湯梨浜に移転されるということでそれに伴って介護保険計画にどのような影響があるのか教えていただけますか。

事務局：住所地特例施設のため湯梨浜町の被保険者は増えませんので、介護保険計画には基本的に影響はありません。ただ住民は増えますので住民の福祉施策という観点では影響があります。湯梨浜町の方も、もちろんいらっしゃいますが、移転に伴って介護保険の給付費が増加することはありません。

委員：高齢者の人口が増えることにはなるのですよね。

事務局：はい。湯梨浜町に転入して来られますので100人前後増えます。住所地特例施設が増えると役場職員の事務量も増えます。その原因として、はごろも苑の定員が120名ですが、その入所者の方々が一気に転入して来られますのでそれぞれ保険者である市町村とやりとりを

する必要があるので。ただ介護保険の保険料や給付費に関しての影響はないと見て差し支えないと思います。

委員：母来寮は厚生事業団というところが運営されていますが、巖城はごろも苑が移転しようとしている土地もその厚生事業団が購入されていて、福祉ゾーンのような形になっています。それから敬仁会さんがレークサイドヴィレッジの中に7月からグループホームゆりはまを運営開始されていて、現在は定員の18名満床ということをお聞きしました。情報提供を兼ねて、そのような動きがありますのでご承知いただけたらと思います。

いろいろと意見を伺いましたので、これらを踏まえて12月に示すであろう保険料なり介護保険計画なりに反映をしていきたいと思っています。ありがとうございました。

事務局：次回の委員会は12月を目途に、委員長さん、副委員長さんとお話しさせていただきまして日程調整を行い、またご通知いたしますのでよろしくお願い致します。

委員長：それでは長くなりましたが今回は以上で終了とします。お疲れさまでした。

5. 閉会